奨学のための給付金の家計急変制度とは？

・家計急変により保護者等の収入が減少した世帯に対して、収入の減少分が課税証明書に反映される前に、減少分を考慮して、年収490万円未満の世帯（生活保護世帯を除く）までを支援する制度です。
例）令和８年度の家計急変の場合、令和７年１月以降に起きた家計急変事由である必要があります。
※収入が減少していることが要件となるので、家計急変前の収入（当該年度の課税証明書に記載の収入）より家計急変後の収入が高い場合は対象になりません。

・通常申請で支給対象となる場合で、家計急変事由があり、より高い給付額で支給できる可能性があれば、通常申請でなく家計急変で申請することが可能です。
例）通常申請では年収380～490万円未満世帯の区分（全日年額35,930円）だが家計急変事由があり非課税世帯区分（全日年額143,700円）で認定できる場合

・主な家計急変事由
〇離職
〇休職
〇離婚
〇死別
〇廃業　etc.
※自己都合による転職等、自己の責めに帰することができないもの以外は家計急変事由の対象になりません。
※上記事由以外で家計急変に該当するか疑義がある場合は、教育支援課にご相談ください。

審査手順ざっくりイメージ：大きく３つのフェーズ

①家計急変事由に該当しているか確認　②年間の給与収入（所得）を算出　③非課税世帯に相当するか確認　④所得割額算出

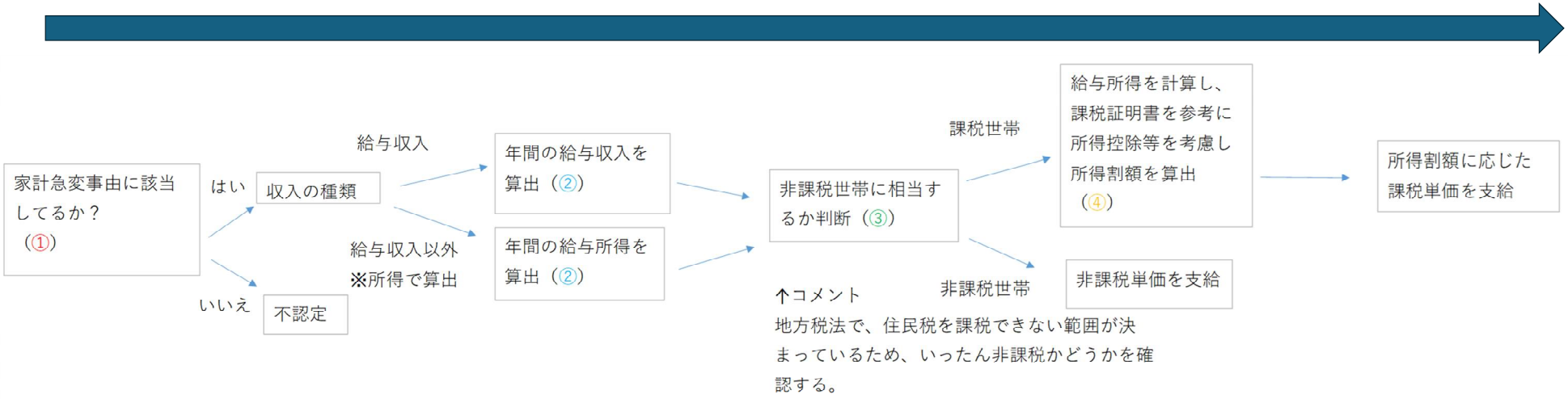

審査手順の具体例①（令和８年２月に離婚した親権者１名の生徒の場合）

①家計急変事由に該当しているか確認

令和８年の２月であれば、令和８年課税証明書（令和７年１月～12月の収入を記載）の収入、控除額等とずれが生じている。このずれを考慮することができるので、家計急変事由に該当する。

②年間の給与収入を算出　※給与収入の場合

提出された３か月以上の給与明細から、家計急変後の年間収入を算出。

計算例

月	収入額	備考
令和8年3月	186,040	3月給与
令和8年4月	218,427	4月給与
令和8年5月	168,294	5月給与
令和8年6月	190,920	3～5月平均
令和8年7月	190,920	
令和8年8月	190,920	
令和8年9月	190,920	
令和8年10月	190,920	
令和8年11月	190,920	
令和8年12月	190,920	
令和9年1月	190,920	
令和9年2月	190,920	
賞与①	23,000	
賞与②	42,000	前年度参考
合計	2,356,041	

③課税か非課税か確認

年間の給与収入（2,356,041円）が、下記非課税世帯年収（給与収入）見込に該当するか確認。
離婚して親権者本人と被扶養者の１名の２人世帯（ひとり親等）であるため、非課税相当とは認められない。

1人世帯	450,000円以下
2人世帯	1,120,000円以下
2人世帯 （ひとり親等）	1,350,000円以下
3人世帯	1,470,000円以下
4人世帯	1,820,000円以下
5人世帯	2,170,000円以下
6人世帯	2,520,000円以下
7人世帯	2,870,000円以下
8人世帯	3,220,000円以下

④所得割額算出

以下の所得割額の算定式を使い算出。
総所得金額(1)　-　所得控除合計(2)　＝　課税総所得金額（課税標準額）(3)
課税総所得金額（課税標準額）(3)　×　税率10%（市民税６%、県民税４%）　＝　税額控除前所得割額(4)
税額控除前所得割額(4)　-　税額控除額(5)（調整控除額、寄附金税額控除、住宅ローン、配当等）　＝　**所得割額**

１）給与収入から「令和7年分給与所得控除表」を基に総所得金額を算出。　給与収入が2,356,401円の場合、給与所得控除後の給与等の金額（総所得金額）は1,569,200円…(1)

２）課税証明書の所得控除の金額に加え、家計急変に伴い新たに考慮できる控除項目があれば引いて課税総所得金額（課税標準額）を算出。
例）課税証明書上の基礎控除(a)、社会保険料控除(b)、生命保険料控除(c)、地震保険料控除(d)、扶養控除(e)に加え、離婚に伴いひとり親になったためひとり親控除分(f)を引く。
　1,569,200円(1)　-　430,000円(a)　-　368,820円(b)　-　23,614円(c)　-　1,872円(d)　-　330,000円(e)　-　300,000円(f)
＝　1,569,200円(1)　-　1,454,306円(2)　＝　114,894円　≒　114,000円…(3)（千円未満切捨て）

３)課税総所得金額（課税標準額）に市民税６%、県民税４%をかけ、税額控除前所得割額を市民税と県民税とでそれぞれ算出。
114,000円(3)　×　６%　＝　6,840円…(4-1)（市民税）
114,000円(3)　×　４%　＝　4,560円…(4-2)（県民税）

４）税額控除前所得割額から税額控除額を引いて、税額控除後の所得割額を算出。
例）市民税の調整控除額が3,000円、県民税が2,000円で、その他の控除額（寄附金税額控除や住宅ローン、配当等）がない場合
6,840円(4-1)　-　3,000円(5-1)　＝　3,840円　≒　3,800円（**市民税所得割額**_百円未満切捨て）
4,560円(4-2)　-　2,000円(5-2)　＝　2,560円　≒　2,500円（**県民税所得割額**_百円未満切捨て）

住民税所得割額の合計：3,800円　＋　2,500円　＝　**6,300円**　→　**所得割額105,500円未満の区分として認定**

審査手順の具体例②（令和８年４月に病気が理由で離職した親権者２名の生徒の場合）

①家計急変事由に該当しているか確認

令和８年の４月であれば、令和８年課税証明書（令和７年１月～12月の収入を記載）の収入、控除額等とずれが生じている。このずれを考慮することができるので、家計急変事由に該当する。病気の様態等は聞き取りが必要。

②年間の給与収入を算出　※給与収入の場合

離職して現在も復職していない場合は収入０で計算。
親権者が２名いる場合、家計急変事由がない方の親権者の収入も考慮に入れる必要がある。給与明細が提出されていない場合は、今年の収入が課税証明書記載の収入と比べて変動ないかを口頭確認。

計算例

＜父親＞

月	収入額	備考
令和8年5月	0	
令和8年6月	0	
令和8年7月	0	
令和8年8月	0	
令和8年9月	0	
令和8年10月	0	
令和8年11月	0	
令和8年12月	0	
令和9年1月	0	
令和9年2月	0	
令和9年3月	0	
令和9年4月	0	
賞与①	0	
賞与②	0	
合計（父）	0	

＜母親＞

月	収入額	備考
令和8年5月		
令和8年6月		
令和8年7月		
令和8年8月		
令和8年9月		
令和8年10月		
令和8年11月		
令和8年12月		
令和9年1月		
令和9年2月		
令和9年3月		
令和9年4月		
賞与①		
賞与②		
合計（母）	4,264,657	令和7年収入から変動なし

③課税か非課税か確認

父親及び母親の年間の給与収入が、下記非課税世帯年収（給与収入）見込に該当するか確認。
父親は非課税相当だが、母親の給与収入（4,264,657円）は被扶養者を最大に見積もっても非課税相当とは認められない。

父親

1人世帯	450,000円以下
2人世帯	1,120,000円以下
2人世帯（ひとり親等）	1,350,000円以下
3人世帯	1,470,000円以下
4人世帯	1,820,000円以下
5人世帯	2,170,000円以下
6人世帯	2,520,000円以下
7人世帯	2,870,000円以下
8人世帯	3,220,000円以下

母親

1人世帯	450,000円以下
2人世帯	1,120,000円以下
2人世帯（ひとり親	1,350,000円以下
3人世帯	1,470,000円以下
4人世帯	1,820,000円以下
5人世帯	2,170,000円以下
6人世帯	2,520,000円以下
7人世帯	2,870,000円以下
8人世帯	3,220,000円以下

←母、父、生徒本人（16歳未満）

④所得割額算出

以下の所得割額の算定式を使い、母親の所得割額を算出。
総所得金額(1)　-　所得控除合計(2)　＝　課税総所得金額（課税標準額）(3)
課税総所得金額（課税標準額）(3)　×　税率10%（市民税６％、県民税４％）　＝　税額控除前所得割額(4)
税額控除前所得割額(4)　-　税額控除額(5)（調整控除額、寄附金税額控除、住宅ローン、配当等）　＝　**所得割額**

１）給与収入から「令和7年分給与所得控除表」を基に総所得金額を算出。　給与収入が4,264,657円の場合、給与所得控除後の給与等の金額（総所得金額）は2,971,200円…(1)

２）課税証明書の所得控除の金額に加え、家計急変に伴い新たに考慮できる控除項目があれば引いて課税総所得金額（課税標準額）を算出。
例）課税証明書上の基礎控除(a)、生命保険料控除(b)に加え、父親の扶養の付け替えをし、父親に係る配偶者控除分(c)を引く。
　2,971,200円(1)　-　430,000円(a)　-　40,835円(b)　-　330,000円(c)
＝　2,971,200円(1)　-　800,835円(2)　＝　2,170,365円　≒　2,170,000円…(3)（千円未満切捨て）

３)課税総所得金額（課税標準額）に市民税６％、県民税４％をかけ、税額控除前所得割額を市民税と県民税とでそれぞれ算出。
2,170,000円(3)　×　６％　＝　130,200円…(4-1)（市民税）
2,170,000円(3)　×　４％　＝　86,800円…(4-2)（県民税）

４）税額控除前所得割額から税額控除額を引いて、税額控除後の所得割額を算出。
例）市民税の調整控除額が3,000円、県民税が2,000円で、その他の控除額（寄附金税額控除や住宅ローン、配当等）がない場合
130,200円(4-1)　-　3,000円(5-1)　＝　127,200円（**市民税所得割額**_百円未満切捨て）
 86,800円(4-2)　-　2,000円(5-2)　＝　84,800円（**県民税所得割額**_百円未満切捨て）

住民税所得割額の合計：127,200円　＋　84,800円　＝　**212,000円**　　→　**所得割額が182,500円を超えるので不認定**

※具体例①、②共にあくまで一例です。実際の審査では家計急変事由や収入、控除等から個別具体的に判断する必要があります。

家計急変申請時の留意事項

学校受付印について

・７月２日以前の家計急変であれば不要ですが、７月２日以降の場合は必要です。７月２日以降の家計急変の場合は受付印の日付の翌月以降の月割支給となりますので、ご注意ください。
例）８月15 日に離職し申請書の受付が９月中の日付だった場合、10 月からの月割支給となります。
　（非課税世帯相当の場合）143,700円　×　６月（10月～３月）/12月　＝　71,850円

・単に申請書の提出をもって押すのではなく、申請書に添付の家計急変事由を証明する書類から、家計急変事由が実際に発生したことを確認した上で押印ください。
例）７月15日に離婚した旨書かれた申請書が７月28日に提出されたが、離婚を確認できる戸籍は８月５日に提出された場合、
７月28日ではなく８月５日以降に押印

聞き取りについて

・離職票等に記載の離職コード上は自己都合退職でも、自己都合の内容は聞き取りが必要です。仕事を辞めざるを得ないほどの病気・怪我や対象不良、子の通院や親の介護、職場で嫌がらせやパワハラ等、不当な扱いを受けていた等の事情があるかの聞き取りをお願いいたします。以上のような事情がない自己都合退職は原則認められません。

・病気による離職や休職の場合も聞き取りが必要です。病気はいつ頃からなのか、どんな病気なのか（病名や病状等）、病状に現在も変化なく、再就職や復職ができない程度のものか、通院している場合はどれくらいの頻度か、現在再就職や復職はしていないか等の詳細な聞き取りをお願いいたします。

・所得課税証明書に営業所得が計上されている場合、課税証明書と比較して、業種、勤務形態の変動があるかの確認をお願いいたします。